



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） 1
- 公有水面埋立しゅん功認可（海岸防災課） 1
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 3
- 教育委員会事項
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認 3

告 示

沖縄県告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成21年12月 8 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 石垣市字白保嘉良嶽1960番73（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 航空保安施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第633号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成21年12月 8 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成21年11月25日 沖縄県指令土第960号及び沖縄県指令農第1102号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寿宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 竹富町字西表仲良1585番4、1585番6、同町字西表東祖納772番31、772番31に接する無地番地及び772番118の地先公有水面
 - (2) 区域 次の地点のうち、①の地点から⑤の地点までを順次に直線で結んだ線、⑤の地点から346度46分55秒5.038メートル地点を円心とする半径5.038メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ南側の円弧、⑥の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線、⑧の地点と⑨の地点を結んだ直線、⑨

の地点から㉞の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点を結んだ直線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点（K（与3））仲良西（北緯24度22分29秒7376、東経123度45分11秒9598）から336度13分07秒634.89メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から236度39分41秒2.260メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から325度15分01秒5.639メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から324度03分27秒5.561メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から322度20分20秒5.475メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から320度05分44秒5.414メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から317度17分57秒5.323メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から314度31分02秒5.286メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から311度11分53秒5.289メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から308度34分57秒4.738メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から306度02分54秒4.812メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から303度56分29秒4.866メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から302度14分31秒4.928メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から300度59分36秒4.999メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から300度07分09秒5.050メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から299度42分51秒5.112メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から299度17分26秒6.038メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から299度34分15秒6.081メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から300度09分00秒6.122メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から301度00分53秒6.174メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から302度09分47秒6.203メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から303度36分04秒6.243メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から304度24分46秒23.900メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から305度00分19秒2.477メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から359度23分44秒0.474メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から281度58分04秒4.428メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から308度40分07秒5.155メートルの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から310度51分59秒4.385メートルの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から313度02分51秒5.209メートルの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から315度27分21秒5.245メートルの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から316度39分07秒87.684メートルの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から311度51分25秒17.359メートルの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から93度24分41秒1.126メートルの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から127度04分21秒39.559メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から124度16分54秒6.555メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から123度57分46秒50.523メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から134度38分51秒10.806メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から147度32分29秒30.008メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から136度16分08秒27.399メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から123度50分19秒1.498メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から123度51分02秒8.816メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から109度48分57秒19.735メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から123度17分28秒15.098メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から124度00分22秒7.442メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から128度22分01秒12.500メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から135度44分18秒11.031メートルの地点

㊦の地点 ㊦の地点から142度43分57秒8.934メートルの地点

(3) 面積 1876.04平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成20年2月21日 沖縄県指令土第105号及び沖縄県指令農第108号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 竹富町

沖縄県告示第634号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和55年沖縄県告示第142号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年12月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 糸満市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業

(2) 名称 糸満市公共下水道

3 事業施行期間 昭和55年3月6日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 昭和55年沖縄県告示第142号、昭和57年沖縄県告示第591号、平成4年沖縄県告示第440号、平成7年沖縄県告示第147号、平成10年沖縄県告示第330号、平成16年沖縄県告示第842号及び平成18年沖縄県告示第832号の事業地に、糸満市字武富仲間田原及び後原並びに字照屋山内原を加え、字照屋東原及び宗地原並びに字大里底原及び古島原地内において事業地を変更する。

5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成22年1月23日まで縦覧に供する。

平成21年12月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 申請のあった年月日 平成21年11月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ドリームブリッジ

3 代表者の氏名 湧川等

4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市字潮平596番地

5 定款に記載された目的 当法人は、沖縄県、特に本島南部地域における海浜環境保全、地域活性化、雇用拡充支援に関する支援、協力を行い、自然環境の大切さと環境の保全に配慮した観光産業の創出を目的とする新しい町づくりを通じて、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育委員会告示第18号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成21年12月8日

沖縄県教育委員会

委員長 比 嘉 梨 香

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
 2 指定管理者
 文化の杜共同企業体
 代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
 浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
 3 観覧料を承認した期間 平成22年1月1日から同年3月14日まで
 4 観覧料の額
 企画展 「沖縄ルーツシリーズ1 タカエズトシコ展」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一 般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	700円	560円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 「団体の場合」とは、20人以上の団体に観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---